

KAWWARA-BAN

The citizen's committee which thinks about the Takamatsu-shi self-government basics regulations

H20/APR/10th

条例に魂を



市長・議員への期待は高い

4月10日、4回目の会合が開かれました。今回は、ワークショップによって「市長」と「市議会議員」に期待すること（役割）について議論しました。期待される役割・機能の各内容を分類・整理し『絶対』と『できれば』という優先順位で更なるいにかけたのですが、メンバーの市長や議員に対するハードルは非常に高く、そのほとんどが、絶対必要な機能、に振り分けられ、猶予の余地はほとんど無いという厳しいものとなりました。これを見たら誰も市議会議員に立候補する人がいなくなるのではないかと、心配するほど市民の期待は高いようです。

今回で、市民・行政・市長・議員の各主体者の責務や機能について、駆け足でしたが全て議論し出揃いました。これを、条例の中に反映するように次回からは具体的作業に入らねばなりません。これからが本番です！

信託から協働へ

この条例は、自治体の憲法とも言われ全国70以上の自治体が既に施行しています。恐らく高松市と同じように現在検討中の自治体はかなりの数あるでしょう。しかしそれとて、まだ全自治体数の一部に過ぎません。普通の条例のように、一気につくることのできないのがこの自治基本条例の悩ましいところです。

私たちが市民は「信託」により、様々な事柄を国や自治体に任せていました（任せたことをいいことに放置状態?）。今の状況は、一度任せていたものを、やっぱり一緒に考えて・と言われているようなものです。「それは信託の解除だ!」と言えるほど熱い人は今の日本には稀有でしょう。市民側から自治体に対する議論が沸いてこない状態です。条例が出来ることは、条例の趣旨からしてどこか矛盾を感じずにはいられません。市長公約という手形には魅力はありますが、拙速すぎると肝心の市民の意識がいつて来られないことも十分予測できます。そのため、会議室の中で議論を終わらせず、タイムラグを見て広く市民に議論を喚起する機会をつくるのが、この先必要となると思われま



（今回は内容でんご盛りのため裏面に続く）

One Point!

条例で何が変わるの？

市民による各種条例提案、住民投票、情報公開の拡大・・・様々な内容が自治基本条例に含まれる可能性があります。しかし、それらはどちらかと言えば平常時には、市民には効果は見えない形で機能しません。そのため、「そんなものわざわざ作らなくていいじゃないか?」との意見が出るのが他例では多く見られます。

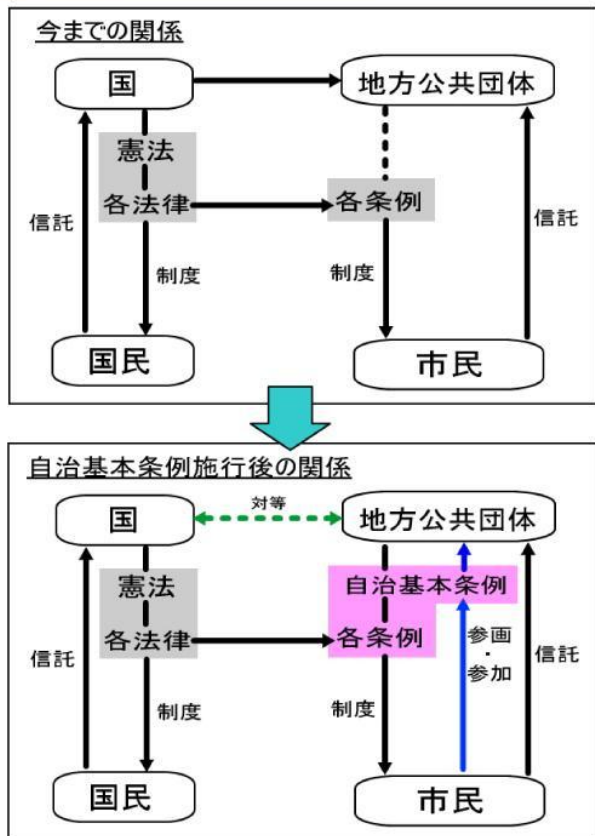
比喻ですが、自治基本条例は、コンピュータで言えばOS（オペレーティングシステム）に例えられます。作業を行うのはその上で動く各アプリケーション（ここでは他の各条例に該当）。OSは日々水面下でそのアプリケーションがうまく機能することを支え、異常が出た時にパソコン（地域行政）を制御する。最悪の事態の場合は、住民投票という直接コントロールでリセットを可能とする。

各制度の不具合や、行政そのものや、はたまた議会の暴走（決してあってはならないこと）ですが・・・に備えて市民が介入する手段を確保する。それがこの自治基本条例の一番大事な機能だと考えます。

転ばぬ先の杖。高松には、要りますか? 要りませんか?

（柘植 敏秀）

※ 第6回の委員会開催日は5月8日（木）です。



関係図作成：高松市自治基本条例を考える市民委員会 柘植

市民委員会の役割

条例の制定過程において、法的な言い回し等々の精査は、学者をはじめとした研究者の役割で、制度を組み立てるのは自治体の役割となり、それはゴーストを出すのが市長と議会。市民の役割は、日々の生活のなかで少しづつその条例に保障され一部制限を受けながら暮らすことに限られます。したがって、この条例での市民委員会の役割は、条例文や立法技術などには踏み込み、それが市民に理解され、かつ未来のために切望され、自分達のルールであると感じを持って受け入れられるようにすることに留まります。

市民と条例の関係

私たちは一介の市民が委員としてこの条例作りに参加する意味はその為なのですが、多種多様な市民の意思を集約し反映しなければならぬ難題に、腰が引ける思いなのは委員共通かもしれません。

実際は、この条例ができてから制定過程に意味があるといくら制定過程に意味があると言われても参加動機にはなりません。例えば極論ですが、他の自治体の先行例をほとんどごっそり移してこるとも何ら問題ではありません。必要なことは、参考にした自治体より機能性を高める制度としての具体化努力をすることが大切です。

とは言い、安易にまねっで許される訳もないので、当然、委員会では高松の実態に即し、高松らしい条例案を創っていくのですが、具体的な制度への保障となると、まだ霧の中です。情報の更なる公開や市民が市政に参加する制度の確立など力点は見えています。委員会で心ゆくまで議論しましょう。

太田市や二セコ町をはじめ、三鷹市や札幌市等々、全国には多くの参考にしたい素晴らしい条文があります。そんな目移りする中で私たちが大事にすることは、他の自治体より優れた条文ではなく、市民がこの自治基本条例とどのような関係を築けるかなのです。

委員から一言

😊 みんなが地域社会に関わるしくみを私が子どものころと高松の景観はすいぶん変わりました。同様に、各家庭の生活スタイル・考え方や教育事情なども大きく変化したことを実感しています。将来に向けて、市民としてみんなが地域社会に関わっていけるような現状にあったしくみを考えることが、今求められていると思います。

中條尚子

😊 誰もが暮らしやすい素敵なまちに高松は、生まれ育った町ではないけれど、縁あって住民になり早30年近く。うどんのおいしさに目覚め、子どもを育て、多くの友人にも恵まれました。高松大好き。でも、嫌だなと思うところも勿論あります。

誰もが暮らしやすい素敵なまちであってほしい。自治基本条例作りに、希望を持って参加しています。

高木美枝子

●委員会の今後の予定

- 第5回委員会 4月23日(水)
市役所11階職員研修室
- 第6回委員会 5月8日(木)
市役所3階32会議室
- 第7回委員会 5月21日(水)
市役所11階職員研修室

上記会議以外にも、広報を含め、市民参画の理念を実現化するために、情報の公開に市民委員会として努めていきます。

傍聴は自由ですので、是非気軽にお越し下さい。



■編集■ 高松市自治基本条例を考える市民委員会

この瓦版に対するご意見は

担当：立野 neworder610@yahoo.co.jp に

件名「自治基本条例について」と記して送付下さい。

担当課 高松市企画課 TEL 087-839-2135